

船舶事故調査報告書

平成25年11月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年6月18日 10時30分ごろ
発生場所	広島県呉市音戸町高須北方沖 呉市所在の音戸大橋橋梁灯（C2灯）から真方位180°770m 付近 （概位 北緯34°11.3′ 東経132°32.2′）
事故調査の経過	平成25年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{へいせい} 平成丸、0.8トン HS3-37271（漁船登録番号）、個人所有 7.97m×1.94m×0.37m、FRP ディーゼル機関、36.78kW、平成4年10月22日 第270-37810号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年11月29日 免許証交付日 平成23年2月16日 （平成28年4月8日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関等が濡損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、音戸町に所在する高須浮防波堤（以下「本件防波堤」という。）北西方沖約400mのたこつぼ漁開始場所において、船長が、微速力前進とし、右舷船首部に設置したネットラインホーラ（以下「ラインホーラ」という。）を操作してたこつぼの揚収を行い、甲板上の右舷にたこつぼを並べながら、陸岸に沿ってゆっくりと東進した。</p> <p>本船は、船首が南方を向いて本件防波堤の西方沖50m付近に至り、船長が、残り2、3個で揚収作業が終了すると思い、たこつぼを右舷甲板上に置いたところ、平成25年6月18日10時30分ごろ一気に右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、海に投げ出された後、船底を上にして転覆している本船の</p>

	<p>船首部につかまっていたところ、しょう戒業務中の海上保安部の巡視艇に救助された。</p> <p>本船は、間もなく、沈没したが、その後、陸揚げされた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長は、右舷側に転覆する頃、右舷側に崩れる網やたこつぼのロープを見た。</p> <p>船長は、本事故当時、睡眠不足で体調が悪く、判断力が低下していたので、本事故後、たこつぼの積み方が適切でなかったと思った。</p> <p>たこつぼ漁は、直径約8mmの幹繩に約7m間隔でつながれた長さ約0.5mの枝繩に付けたたこつぼを海底に仕掛け、その後、引き揚げていた。</p> <p>たこつぼは、直径約15cm 長さ約30cm 重さ約3kgのプラスチック製であり、長さが約500mの幹繩に約80個付けていた。</p> <p>本船は、本事故当時、甲板上の左舷に約100kgの網を積んでいた。</p> <p>本船は、本事故当時、甲板上の右舷に引き揚げた約400kgのたこつぼを積んでいた。</p> <p>本船は、最大積載量が1,200kgであった。</p> <p>本船は、和船型であり、船体中央部の船尾寄りの両舷の甲板上に直径約75mmの排水口が設けられ、傾斜が大きくなれば、海水が甲板上に流入していた。</p> <p>本船は、船尾から船体中央部付近にかけてステンレスの支柱により、長さ約3m幅約2mの天幕が張られていた。</p> <p>ラインホーラは、重量が約40kgであり、甲板上高さ約0.8mの脚の上部にラインを巻き取る直径約0.25mのドラムを取り付けており、脚の中心から約0.55m舷外に振り出して使用するものであった。</p> <p>ラインホーラは、出力350W、電圧24Vの定格負荷が1分間の巻上速さ18mであり、115kgf、35mで60kgfであった。</p> <p>船長は、本事故当時、ラインホーラの回転速度を中速として1分間におよそ2個のたこつぼを揚収していた。</p> <p>船長は、本事故と同じ状況でたこつぼ漁をしたことがあったが、転覆の危険を感じたことはなかった。</p> <p>船長は、ゴムカッパ上下、長靴及びゴム手袋を着用していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を横に置いていたが、着用していなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、音戸町高須北方沖でたこつぼの揚収作業中、甲板上の右舷にたこつぼを積んだことから、右舷側に傾斜して甲板上の漁具が右舷側に移動し、右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、たこつぼの積付けを適切に行っていれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、音戸町高須北方沖でたこつぼの揚収作業中、甲板上の右舷にたこつぼを積んだため、右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本事故後、体調が悪く感じたときには漁に出ないことにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の甲板上に漁具などを積む際は、船体傾斜が生じないようにするとともに、荷崩れ防止にも注意すること。 ・ 1人で操業中は救命胴衣を着用すること。